

平成30年度

総合評価実施方針について

平成30年4月

国土交通省 関東地方整備局

港湾空港部

平成30年4月1日以降に公告する工事より適用するものです。

◆本運用方針に基づき個別の工事に適用される評価項目等は、各工事の入札説明書を参照してください。

◆本方針の内容は予告なく変更する場合がありますので、ご承知おき願います。

# 変更項目（平成30年4月1日以降に公告する工事から適用）

## 1. 競争参加要件に関する項目

- 1-1. 主任（監理）技術者の変更
- 1-2. JV代表者以外の構成員が配置する技術者について
- 1-3. JV代表者以外の構成員に求める参加要件の緩和
- 1-4. 下請施工実績の容認

## 2. 総合評価の取組に関する項目

- 2-1. 若手技術者（40歳未満）に関する取組
- 2-2. 働きやすい職場環境の整備に関する取組（女性技術者関連）
- 2-3. 休日確保に関する取組
- 2-4. 作業船保有状況の評価

# 1-1 主任(監理)技術者の配置変更について(工事発注)

## ①目的

配置予定監理技術者を複数名申請から1名申請のみとし、併せて契約後の変更を認めることにより、監理技術者の柔軟な配置や申請書類の削減、申請手続きの簡素化に繋がる。

## ②概要

- ・主任(監理)技術者について申請時は1名のみを申請することとし、複数申請は認めない。(従来は複数名で申請可)
- ・契約後の主任(監理)技術者の変更を認める。

## ③変更申請受け付け期間

契約日から工事着手日の1週間前まで

※工事着手日は、準備工事(現場事務所等設置や現地測量)の初日をいう。

※変更申請は、変更主任(監理)技術者に係る審査期間の確保のため、工事着手の1週間前を期限とする。

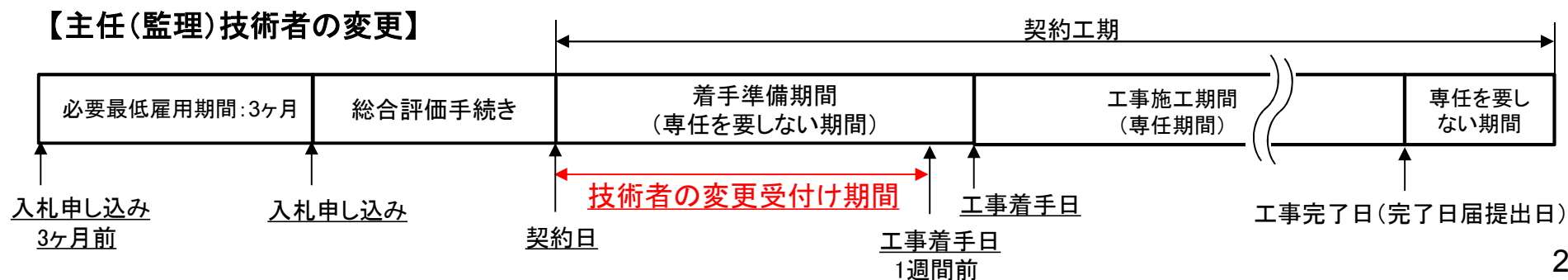
## ④変更監理技術者の条件

- ・入札申込みの3ヵ月前以前から受注者に雇用されていること
- ・変更前の主任(監理)技術者と同等以上の技術力が確保されること  
※同等以上の技術力とは、技術者の資格・施工経験・表彰実績に基づく総合評価の評価合計点が同点以上となること

## ⑤監理技術者を変更する際の提出書類

契約日から工事着手日1週間前までに変更主任(監理)技術者の技術力が同等と判断できる書類を提出する。

- ・変更主任(監理)技術者の資格・施工経験・表彰実績など
- ・受注者における一定の雇用期間(入札申込みの3ヶ月前以前から継続)が確認できる資料



## 1-2 JV代表者以外の構成員が配置する主任技術者について

(現行)

- JV代表者以外の構成員が配置する技術者にも施工経験を求める。
- JV代表者に求める施工経験よりも要件を緩和している。

(見直し)

- JV代表者以外の構成員が配置する技術者には施工経験を求めない。
- 契約後に当該工事に配置する技術者が保有する資格に関する資料の提出を求める。

# 1-3. JV代表者以外の構成員に求める参加要件の緩和

## ①JVの代表者以外の構成員に係る客観点数の引き下げ

各工種それぞれ更に100点まで引き下げることが可能とする。

	(現行)		(緩和案)
・港湾土木工事	: 950点	→	<u>850点</u>
・港湾等しゅんせつ工事	: 850点	→	<u>750点</u>
・空港等土木工事	: 1,050点	→	1,050点 (変更なし)

### 【港湾土木工事】

JV構成企業	客観点数	
		引下げ
代表者	1150点以上	—
<現行> 代表者以外の構成員	950点以上	200点
<緩和案> 代表者以外の構成員	850点以上	300点

### 【港湾等しゅんせつ工事】

JV構成企業	客観点数	
		引下げ
代表者	950点以上	—
<現行> 代表者以外の構成員	850点以上	100点
<緩和案> 代表者以外の構成員	750点以上	200点

## 1-4. 下請け施工実績の容認

### (実施方法)

中小企業の元請け実績の確保に向け、作業船を使用する工事において、主作業船を使用した下請け施工実績を競争参加要件の同種実績として認める。

ただし、総合評価の「同種工事の施工実績」の加点点評価は行わない。

また、地方整備局が発注した工事（港湾空港に限る）を施工実績とする場合に、工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。

### (対象工事)

主作業船を使用する港湾土木工事or港湾等しゅんせつ工事 で作業船の保有等の評価を実施する工事 かつ、工事規模：6.8億円(WTO)未満である全ての工事

### (下請け工事を施工実績として認める場合)

会社の元請け実績として、発注工事の競争参加要件で求める「同種工事の施工実績」がない場合に、会社と配置予定監理技術者の一次下請け実績を認める。

### (下請け実績の確認資料)

#### ■会社の実績

一次下請実績が確認できる資料

・下請実績・・・施工体制台帳、下請け契約書 等

#### ■主作業船の保有、使用の実績

主作業船の保有及び使用実績が確認できる資料

・所有者の確認・・・登記簿、海上保険証券、納税証明書 等  
・使用実績・・・同種工事の施工計画書（抜粋） 等

#### ■配置予定監理技術者の実績

一次下請の主任技術者として配置された実績が確認できる資料

・下請配置実績・・・施工体制台帳 等

### (総合評価の加点)

下請け実績は、競争参加要件の同種実績として認めるが、加点点評価しない。

## 2-1. 工事における若手技術者の技術の習得機会の拡大

### 【若手技術者登用型（工事）】

#### ■目的

建設業における若手技術者の活躍に向けて、若手技術者が主任（監理）技術者としての現場経験を積むことができるよう若手技術者の登用を促すとともに、現場経験の多い技術者（技術指導者）をあわせて配置することにより技術の伝承を図るための取り組みである。

#### ■実施概要

若手技術者は、総合評価において技術者点数が低い傾向があり登用の妨げになっている可能性があることから、技術指導者を配置した場合には当該技術者を総合評価の評価対象とすることにより、若手技術者の登用を促進させる。

#### ■評価対象となる若手等配置

若手技術者育成のため技術指導者を配置した際に評価する。

【予定価格：3.0億円未満】

若手主任（監理）技術者＋技術指導者  
（専任または非専任）

○総合評価の同種実績、成績評定、表彰等は、技術指導者（専任または非専任）の実績で評価する。  
※別件工事で専任配置をしていないことを条件として、技術指導者（非専任）は、工事3件まで登録可能とする。  
※専任・非専任については各工事毎に、工事内容に応じて設定する

【予定価格3.0億円以上】

若手主任（監理）技術者＋技術指導者（専任）

○総合評価の同種実績、成績評定、表彰等は、技術指導者（専任）の実績で評価する。

#### ■対象案件

原則、全発注工事案件

#### ■その他

技術指導者の配置の有無に関わらず若手技術者（40歳未満）を配置した際は、工事成績評定で評価する。

なお、これまで実施していた若手技術者配置に対する総合評価による加点は行わないこととする。

若手主任（監理）技術者及び技術指導者の変更についても「1-1 主任（監理）技術者の配置変更について（工事発注）」と同様の手続きとする。

## 2-2. 工事における働きやすい職場環境の整備

### ■目的

建設業における女性の活躍や若手の入職・定着のため、魅力ある建設現場に向けて女性技術者等が働きやすい職場環境の推進を図る。

### ■実施概要

女性も働きやすい職場環境を整備した工事に対して、工事成績評定で評価する。

### ■評価する取り組み

女性技術者の配置あり、なしに関わらず、「快適トイレの導入」を実施した工事で、かつ、以下のいずれかの職場環境を整備した工事を評価する。

・喫煙室、休憩室、施錠可能なロッカー、化粧台、シャワー室など

### ■工事成績評定の評価

工事成績評定の創意工夫において評価する。

### ■対象案件

原則、全発注工事

### ■その他

女性技術者の配置に対する総合評価の加点は取り止める。



## 2-3. 休日確保について

<目的> 平成26年6月に公布・施行された改正品確法の基本方針に基づき、担い手の育成及び確保に資する労働環境の健全化のための一環として、受発注者が一体となり技術者等の休日の確保に向けた取組を推進する。

<概要> 全ての工事を対象として、休日が確保できた工事については、工事成績評価において加点評価(1~2点)する。

休日確保できなかった場合でも、工事成績評価での減点を行わない。

平成29年度までの取組

<休日確保方針提案型>

- ・受注者が休日確保の方針を競争参加時に示す
- ・方針が達成できない場合は成績評価にて減点
- ・各地方整備局数件以上で試行



平成30年度取組方針(案)

<休日確保型>

- ・週休2日・4週8休を達成した場合、成績評価で加点(総合評価の評価、成績評価の減点を行わない)
- ・原則、すべての工事において実施

(平成28年度から実施していた休日確保方針提案型は実施しない)

## 2-4. 港湾工事における作業船保有状況の評価（見直し）

### < 目的 >

港湾工事において、作業船は必要不可欠であるが、作業船の保有は企業努力で確保されているところである。港湾工事の品質確保のためにも作業船の維持保有は重要な事項であることから、総合評価において、作業船保有を評価しているところである。

### < 実施概要 >

作業船を使用する工事を対象として、作業船の保有形態及び環境性能達成を総合評価で評価する。

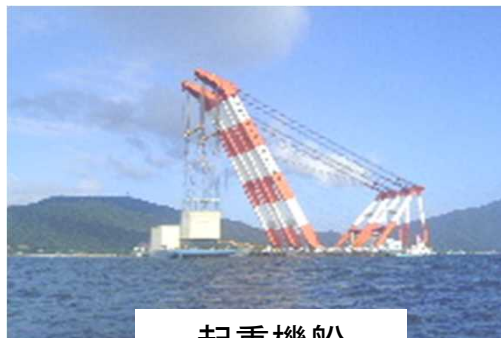
### < 総合評価における加点 >

- ・保有形態の評価は、企業の持ち分比率に2.0点を乗じた点数を基本とする。
- ・環境性能の評価は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物排出量に係る放出基準」を満足しているものを加点する。

項目	《現行》		満点	➡	《変更》		満点
	配点				配点		
	保有形態	環境性能			保有形態	環境性能	
自社保有	2.0	<u>1.0</u>	<u>3.0</u>		2.0	<u>2.0</u>	<u>4.0</u>
共同保有	2.0	<u>1.0</u>	<u>3.0</u>		2.0	<u>2.0</u>	<u>4.0</u>



グラブ式浚渫船



起重機船



SCP船(地盤改良)